

## 《災害協定締結事業者の選定基準》

1. 本協定を締結する業者は、当該年度の入札参加資格者名簿に登録している業者とする。
2. 本協定に際して、作業従事者の災害保険（年間）（労災保険等）、第三者保険（年間）の加入状況が分かる証書の写しを提出するものとする。  
 なお、第三者保険については、1事故あたり対人 5,000 万円、対物 500 万円以上の補償を有するものとする。
3. 業種による人員及び資機材等の保有要件は、下表のとおりとし、証明できる書類を提出するものとする。

業種	人員	置場数	重機保有	資機材保有数
土木 舗装	2名以上	1箇所以上	ダンプ 1 台以上 バックホウ 1 台以上 （車検証の写し添付） （任意でレンタル重機の契約書の写し添付）	カラーコーン 20 組以上 発電機 1 台以上 （写真添付）
造園	2名以上	1箇所以上	ダンプ 1 台以上 （車検証の写し添付） （任意でレンタル重機の契約書の写し添付）	チェーンソー 2 台以上 （写真添付）
建築 塗装	2名以上			カラーコーン 20 組以上 発電機 1 台以上 ディスクサガ 1 台以上 （写真添付）
その他	2名以上	業種により必要と認められる数	業種により必要と認められるもの	業種により必要と認められるもの